

# 令和8年度 市民税・県民税 申告のお知らせ

黒石市

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

市民税・県民税の申告は、あなたの市民税・県民税を計算するための基礎資料となるほか、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料および介護保険料などの算定・軽減・支給のための大変重要な手続きです。

## 申告が必要な方

この申告のお知らせと同封のチラシに記載されているフローチャートで申告が必要となった方

## 自書申告について

別ページの記載例を参考に、『令和8年度市民税県民税申告書』へ記入し、自書した申告書は申告相談会場に設置している“自書申告書投函箱”へ投函、もしくは市税務課住民税係へ持参または郵送で提出してください。郵送の場合には、封筒に差出人の住所・氏名を明記してください。

※自書した申告書の控えが必要なときは…

申告相談会場または市税務課へ持参した場合・・・職員へお申し出ください。

郵送で提出する場合・・・・申告書を郵送する際、申告書の控えの送付先を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

**市民税県民税の申告書の提出期限は、令和8年3月16日(月)です。**

なお、所得税の確定申告書は、お住まいの住所地の税務署へ送付してください。

**【郵送先】 〒036-0396 黒石市大字市ノ町11番地1号  
黒石市 企画財政部税務課 住民税係**

## 市民税・県民税の電子申告について

令和8年度分（令和7年中）の市民税・県民税の申告分からマイナンバーカードを利用して、eLTAX（エルタックス）のホームページ、マイナポータルまたは市ホームページを経由して手続きできます。詳しくは、広報くろいし「令和8年1月号」をご覧ください。

## 申告相談日程

《 申告期間 》 2月12日(木) から 3月16日(月) まで ※土日祝日除く

《 受付時間 》 午前8時15分から午後3時まで（開始は午前8時30分から）

《 地区別日程 》 このお知らせの2ページ（裏面）を参照ください

《 申告相談会場 》 黒石市みんなのホール（旧 黒石公民館多目的ホール）

※黒石市役所わのまちセンターでは受付しておりません。

※会場では、防犯管理上、施設の開錠時間を午前7時45分としています。

## 申告受付についての注意事項

下記に該当する方の申告は、当市では受付しておりません。申告書の提出は1月5日(月)から3月16日(月)まで（土・日・祝日を除く）、黒石税務署に提出してください。

ご不明な点がございましたら、黒石税務署（電話52-4111）へお問い合わせください。

- 1 初めて住宅借入金等特別控除を受けようとする方
- 2 株式等の譲渡所得、配当所得があった方で、控除や還付を受けようとする方
- 3 先物取引に係る雑所得があった方
- 4 青色申告書、準確定申告書、過年分の確定申告書を提出する方

## 申告相談地区別日程

受付日	対象地区	対象となる住所地（大字（小字））
2月12日(木) ↓ 2月17日(火) ※土・日除く	中部地区 西部地区 東地区	相野、青山、旭町、東町、油横丁、泉町、市ノ町、一番町、岩木町、後大工町、内町、浦町、大板町、大町、乙大工町、乙徳兵衛町、角田、鍛治町、春日町、上町、北田中(田中、村後北)、北美町、京町、ぐみの木、株梗木横丁、黒石、甲大工町、甲徳兵衛町、寿町、幸町、境松、柵ノ木、作場町、桜木町、昭和町、末広、住吉町、田中、寺小路、中町、長崎、西ヶ丘、錦町、野際、野添町、八甲、花園町、浜町、東新町、東野添(長坂道北)、袋井、前町、松葉町、松原、道北町、緑町、緑ヶ丘、美原町、元町、山形町、弥生町、横町、吉乃町、若葉町
2月18日(水) ↓ 2月24日(火) ※土・日・祝除く	牡丹平地区 浅瀬石地区 追子野木地区	浅瀬石、石名坂、追子野木、高賀野、ちとせ、豊岡、中川、牡丹平
2月25日(水) ↓ 3月2日(月) ※土・日除く	北地区 六郷地区 上十川地区	赤坂、あけぼの町、上目内澤、上十川、 北田中(馬場尻中道西、馬場尻中道東、馬場尻道下)、小屋敷、 小屋敷西、小屋敷南、下目内澤、高館、竹田町、竹鼻、飛内、飛内北、富 田、西馬場尻、二双子、馬場尻下、馬場尻西、馬場尻東、馬場尻南、東野 添(蟹田新田、竹田)、東馬場尻、富士見、三島
3月3日(火) 3月4日(水)	山形地区	板留、大川原、沖浦、上山形、下山形、二庄内、温湯、花巻、袋、 南中野
3月5日(木) ↓ 3月16日(月) ※土・日除く		地区・住所地指定なし

## 申告相談期間前申告（対象者限定）

市では、上記のほかに対象者を限定した期間前申告を実施しています。

### ●対象者(地区・住所地指定なし)

- ① 収入が給与、年金、貸田・貸畠の方 ※その他の課税収入がある方は除く
- ② 収入が無かった方または遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの方

### ●受付日 2月5日(木)、6日(金)、9日(月)、10日(火)

### ●受付時間 午前8時15分から午後3時まで

## 申告相談会場入場整理券について

施設の開錠時間（午前7時45分）から入場整理券を配布します。

受付時間（午前8時15分）まで入場整理券をお持ちになってお待ちください。

※受付登録を行う順番の整理券です。受付せずに会場から離れた場合は整理券は無効となります。

## 申告相談をする際のお願い

### 1. 営業等や農業の申告をする場合

経費対象となる領収書(レシート)を、ガソリン代・修繕費などの種類ごとに仕分けし、それぞれの合計額を計算した上で、ご持参ください。

### 2. 医療費控除を受ける場合

#### 【医療費控除の明細書】

令和7年中に治療を目的として支払った医療費等を、医療を受けた人、病院・薬局ごとに仕分けしたそれぞれの合計額、支払った医療費に対する保険給付額や高額療養費の支給額等をまとめてください。

#### 【セルフメディケーション税制の明細書】

令和7年中に支払った特定一般用医薬品等購入費を薬局、医薬品ごとに仕分けしたそれぞれの合計額をまとめてください。

※明細書の内容確認をする場合もありますので、領収書(レシート)、医療費通知、保険給付金等の金額がわかるものをご持参ください。

## 申告相談の事前予約について

この申告のお知らせと同封のチラシをご覧ください。

## 申告相談のときに必要なもの

		必要書類など
共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告者名義の通帳(所得税の還付に使用)</li> <li>・申告者の身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） 【マイナンバーの確認で通知カードを利用される方へ】 通知カードに記載されている氏名・住所等が住民票の記載事項と一致する場合は、マイナンバーの確認書類として利用できます。</li> </ul>
所得の種類		必要書類など
所得なし 〔遺族・障害年金などの非課税収入のみ〕		必要書類はありません
給与所得		令和7年分 源泉徴収票の原本、給与支払明細書または支払証明書など
公的年金		令和7年分 源泉徴収票の原本
営業等所得		<p>○収入について詳しくわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買仕切書、精算書、販売・売上金額がわかる帳簿類、通帳など</li> <li>・営業等、農業の雑収入に関する通知書、入金が確認できる通帳など (通帳については、R7.1.1からR7.12.31までの内容が記載されたもの)</li> </ul>
農業所得		<p>○支出(必要経費)について詳しくわかるもの</p> <p>2ページ目の「申告相談をする際のお願い」もご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要経費の領収書、農協の経費の一覧表など</li> <li>・令和7年度 固定資産税納税通知書(営業等、農業に係る固定資産税を納めている場合)</li> <li>・令和7年度 自動車税納税通知書(または軽自動車税納税通知書) や車検代の領収書など(営業等、農業に自動車を使用している場合)</li> </ul>
不動産所得  〔貸田、貸畠については、こちらの所得での申告となります。〕		<p>○収入について詳しくわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸借に関する契約書、入金が確認できる通帳など (通帳については、R7.1.1からR7.12.31までの内容が記載されたもの)</li> </ul> <p>※貸田、貸畠の地代を農作物(米やりんご等)で受け取っている場合でも、その農作物を金額に換算して申告する必要があります。確認のうえで来場してください。</p> <p>○支出(必要経費)について詳しくわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要経費の領収書など</li> <li>・令和7年度 固定資産税納税通知書(賃貸借に係る固定資産税を支払っている場合)</li> </ul>
一時所得		令和7年中に受け取った生命保険の一時金や満期返戻金の通知書など
譲渡所得		<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買契約書、(譲渡資産を)取得した時の領収書</li> <li>・(収用、あっせんなどの場合)特別控除証明書</li> <li>・必要経費の領収書など</li> </ul>
雑所得		<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー人材センターの令和7年配分金支払証明書</li> <li>・令和7年中に年金形式で受け取った個人年金保険の支払証明書</li> <li>・原稿料や講演料などの令和7年分支払調書や入金された通帳など</li> </ul>
控除の種類		必要書類など
医療費控除		<p>○從来の医療費控除を受けようとする場合</p> <p>2ページ目の「申告相談をする際のお願い」もご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【医療費控除の明細書】または、医療費通知</li> </ul> <p>○セルフメディケーション税制の適用を受けようとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【セルフメディケーション税制の明細書】</li> <li>・令和7年中に健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組(健康診断、予防接種など)を行ったことのわかる書類(健康診断などの結果通知表は、結果部分を黒塗り等した写し)</li> </ul>
社会保険料控除		令和7年中に支払った国民健康保険税や国民年金保険料などの領収書
生命保険料控除 地震保険料控除		保険会社などが発行する令和7年分保険料控除証明書
障害者控除		障害者手帳、障害者控除対象者認定書(介護保険課より発行されたもの)
寄附金控除		寄附先が発行する受領証明書や領収書(または、特定事業者が発行する年間寄附額を記載した寄附金控除に関する証明書(ふるさと納税の場合))※令和7年中に寄附したもの
雑損控除		令和7年中に災害等により支出した金額がわかる領収書

## 記入例

### 令和8年度 市民税県民税申告書

黒石市長様		住所					職業			屋号		
申告者		フリガナ					生年月日	明・大・昭 平・令	年月日			
		氏名					世帯主名				世帯主の 続柄	
令和 年月日提出		個人番号					電話番号					
代理人	氏名	住所				連絡先						

◎所得金額（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの分について記入してください。）

		A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除	所得金額
事業	営業等	円	円	円	① A-B-C 円
	農業	円	円	円	② A-B-C 円
不動産		円	円	円	③ A-B-C 円
利子		円	円	円	④ 円
配当		円	円	円	⑤ A-B 円
給与		円	申告のお知らせ8ページをご覧ください。		⑥ 円
雜	公的年金等	円	申告のお知らせ8ページをご覧ください。		⑦ 円
	業務・その他	円	円	円	⑧ A-B 円
総合譲渡・一時		裏面の計算欄をご使用ください。			
		合計		⑨	円

◎太枠内は必ず記入してください。

◎前年中に課税収入が無かった人（該当するものに○をつけてください。）

右の人に扶養されていた	住所	氏名	生年月日	統柄
遺族年金	雇用保険	前年生活保護	児童扶養手当	その他の理由
障害年金	労災保険	前年学生	預金生活	

◎所得から差引きられる金額（所得控除額）

社会保険料控除		国民健康保険料	介護保険料	所得控除額
後期高齢者医療保険料		円	円	⑩ 円
国民年金・農業者年金		円	社保・雇用・任継	円
新個人年金保険料		円	円	⑪ 円
生命保険料控除	新生命保険料	円	旧生命保険料	円
新個人年金保険料		円	旧個人年金保険料	円
介護医療保険料		円	申告のお知らせ6ページをご覧ください。	円
地震保険料控除	地震保険料	円	旧長期損害保険料	円
寡婦・ひとり親控除	死別・離婚・生死不明・未帰還・ひとり親		申告のお知らせ5ページをご覧ください。	円
勤労学生控除	学校名( )			円
障害者控除	氏名	級 同居 度 別居	氏名	級 同居 度 別居
配偶者控除・ 同一生計配偶者	氏名		生年月日 明・大・昭・平	
配偶者特別控除	個人番号			同一生計配偶者(控除対象者配偶者を除く)、 申告のお知らせ6ページ「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」の欄をご覧ください。
扶養親族及び特定親族	合計所得金額	円	( )	円
扶養親族及び特定親族	氏名	個人番号	統柄	生年月日 同居 別居
扶養親族及び特定親族				特親 控除額
扶養親族及び特定親族				明・大・昭・平 同・別 万円
扶養親族及び特定親族				明・大・昭・平 同・別 万円
扶養親族及び特定親族				明・大・昭・平 同・別 万円
扶養親族及び特定親族				平成 令和 同・別 万円
扶養親族及び特定親族				平成 令和 同・別 万円
扶養親族及び特定親族				平成 令和 同・別 万円
扶養親族及び特定親族				扶養控除額 ⑯ 円
扶養親族及び特定親族				特定親族特別控除 ⑰ 円
扶養親族及び特定親族				⑱ 円
扶養親族及び特定親族				⑲ 円
扶養親族及び特定親族				⑳ 円
扶養親族及び特定親族				㉑ 円
扶養親族及び特定親族				㉒ 円
扶養親族及び特定親族				㉓ 円
扶養親族及び特定親族				㉔ 円
扶養親族及び特定親族				合計 ㉕ 円

◎所得金額調整控除に関する事項（申告のお知らせ8ページをご覧ください。）

氏名	統柄	生年月日	明・大・昭 平・令	個人番号	...
特別障害者に 該当する場合	級度	別居の場合の住所			

ご8  
覧  
く  
だ  
さ  
い。

ご6  
覧  
く  
だ  
さ  
い。

### 共通記入項目

① 申告書に住所、氏名、フリガナ、個人番号、生年月日、連絡のとれる電話番号を記入する。

※マイナンバー確認書類、身元確認書類（運転免許証など）の写しを添付してください。

黒石市長様		住所					職業			屋号		
申告者		フリガナ					生年月日	明・大・昭 平・令	年月日			
		氏名	①					世帯主名	世帯主の 続柄			
令和 年月日提出		個人番号					電話番号					
代理人	氏名	住所				連絡先						

①

### 無収入、遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの方

② 申告書表面の中段にある『前年中に課税収入が無かった人』の該当するところに○をつける。

◎前年中に課税収入が無かった人（該当するものに○をつけてください。）				
右の人に扶養されていた	住所	氏名	生年月日	統柄
遺族年金	雇用保険	前年生活保護	児童扶養手当	その他の理由
障害年金	労災保険	前年学生	預金生活	

## 控除などが必要な方（所得控除に該当する事項がない場合は記入不要。）

下記を参考に申告書表面の『所得から差引かれる金額（所得控除額）』へ記入する。

申告書の記入に使用した控除証明書等があればコピーを申告書裏面に貼る。

※医療費控除の場合、医療費控除（またはセルフメディケーション税制）の明細書を添付。領収書等は自宅で5年間保管。

項目	内 容
⑩ 社会保険料控除	前年中に本人または、本人と生計を一にする親族が負担することになっている国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った額が控除できます。 注) 年金から特別徴収されている社会保険料については、 <u>年金受給者本人の控除</u> となります。
⑪ 小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った小規模企業共済契約掛金（旧第2種共済契約を除く）、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金が控除できます。
⑫ 生命保険料控除	前年中に支払った生命保険料や個人年金保険料、介護医療保険料があるときは、それぞれの保険料から控除額を求め、それらを合計したものが控除できます。（合計控除限度額：7万円） 注) 詳しい控除額の計算方法については、6ページをご覧ください。
⑬ 地震保険料控除	前年中に支払った地震等損害部分の保険料があるときは、保険料から控除額を求め、それらを合計したものが控除できます。（合計控除限度額：2.5万円） 注) 詳しい控除額の計算方法については、7ページをご覧ください。

項目	対象者	本人の所得要件	市県民税控除額
⑭ 寡婦控除（本人）	ひとり親控除の適用を受けておらず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方のうち次のいずれかの条件を満たす方 1. 夫と死別した方 2. 夫と離婚した方で、かつ、扶養親族がいる方	合計所得金額 500万円以下	26万円
ひとり親控除（本人）	現に婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない方（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者いない）で、生計を一にする総所得金額等の合計額が58万円以下で他の人に扶養されていない子を有する方	合計所得金額 500万円以下	30万円
⑯ 勤労学生控除（本人）	本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	合計所得金額が85万円以下、かつ給与所得等以外が10万円以下	26万円
⑯ 障害者控除	普通障害者（本人、配偶者、扶養親族）	本人または、その同一生計配偶者もしくは扶養親族が障害者である場合	26万円
	特別障害者（本人、配偶者、扶養親族）	上記の方が特別障害者（心身喪失者、身体障害1～2級など）の場合	30万円
	同居特別障害者（配偶者、扶養親族）	特別障害者に該当する方で、あなたや配偶者またはあなたと生計を一にする親族のどなたかと同居している場合	53万円
	注）16歳未満の扶養親族を有する場合で扶養控除の適用がないときにおいても適用されます。		
⑰ 配偶者控除	控除対象配偶者	生計を一にする配偶者で、かつ、合計所得金額が58万円以下である配偶者	合計所得金額 1,000万円以下
	老人控除対象配偶者	上記のうち、年齢が70歳以上の控除対象配偶者（昭和31年1月1日以前に生まれた方）	6ページ上表の控除額をご確認ください。
⑱ 配偶者特別控除	生計を一にする配偶者で、かつ、合計所得金額が58万円超、133万円以下の配偶者	合計所得金額 1,000万円以下	
⑲ 扶養控除	一般扶養親族	生計を一にする親族等で、かつ、合計所得金額が58万円以下であり、年齢が16歳以上の扶養親族（平成22年1月1日以前に生まれた方）	33万円
	特定扶養親族	一般扶養親族のうち、年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族（平成15年1月2日～平成19年1月1日に生まれた方）	45万円
	老人扶養親族	一般扶養親族のうち、年齢が70歳以上の扶養親族（昭和31年1月1日以前に生まれた方）	38万円
	同居老親等扶養親族	老人扶養親族が本人または、配偶者の直系尊属で本人または配偶者と同居している場合	45万円
⑳ 特定親族特別控除	生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く。）で、合計所得金額が58万円超、123万円以下の人。		6ページ中表の控除額をご確認ください。
㉑ 基礎控除	合計所得が2,500万円以下の納税者	合計所得金額 2,400万円以下	43万円
	※2,500万円超の場合には0円	合計所得金額 2,450万円以下	29万円
		合計所得金額 2,500万円以下	15万円

項目	内 容					
㉒ 雜損控除	前年中に家屋、家財、現金等で災害、盗難、横領にあったとき、または、災害関連支出があったときは控除できます。詳しくは税務課職員までおたずねください。					
㉓ 医療費控除	前年中に本人または、本人と生計を一にする親族の医療費を支払ったとき、または健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取組（健康診断、予防接種など）を行い、セルフメディケーション税制の特例の適用を受ける方で、本人または本人と生計を一にする親族の特定一般用医薬品等の購入費を支払ったときは、次の計算により求めた額を控除できます。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従来の医療費控除</td><td>( 支 払 ) - ( 生命保険等により 総所得金額等の合計額の5%か 医療費 ) - ( 補てんされた金額 ) - ( 10万円のどちらか少ない方の金額 ) (控除限度額：200万円)</td></tr> <tr> <td>セルフメディケーション税制による医療費控除の特例</td><td>( 支 払 ) - ( 生命保険等により 購入費 ) - ( 補てんされた金額 ) - 1.2万円 (控除限度額：8.8万円)</td></tr> </tbody> </table>	控除額		従来の医療費控除	( 支 払 ) - ( 生命保険等により 総所得金額等の合計額の5%か 医療費 ) - ( 補てんされた金額 ) - ( 10万円のどちらか少ない方の金額 ) (控除限度額：200万円)	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例
控除額						
従来の医療費控除	( 支 払 ) - ( 生命保険等により 総所得金額等の合計額の5%か 医療費 ) - ( 補てんされた金額 ) - ( 10万円のどちらか少ない方の金額 ) (控除限度額：200万円)					
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	( 支 払 ) - ( 生命保険等により 購入費 ) - ( 補てんされた金額 ) - 1.2万円 (控除限度額：8.8万円)					
	注）セルフメディケーション税制の対象となる商品には、購入の際の領収書等に対象商品であることが表示されています。具体的な品目は、厚生労働省ホームページでご確認ください。セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。したがって、この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできず、どちらかをご自身で選択することとなります。申告期間後における選択の変更はできませんのでご注意ください。					

## ●配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額ごとの控除額			
		900万円以下 950万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
同一 生計 配偶者	～ 580,000円	33万円	22万円	11万円	0円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者 特別 控除	580,001円～ 950,000円	33万円	22万円	11万円	0円
	950,001円～ 1,000,000円	33万円	22万円		
	1,000,001円～ 1,050,000円	31万円	21万円		
	1,050,001円～ 1,100,000円	26万円	18万円		
	1,100,001円～ 1,150,000円	21万円	14万円		
	1,150,001円～ 1,200,000円	16万円	11万円	6万円	
	1,200,001円～ 1,250,000円	11万円	8万円	4万円	
	1,250,001円～ 1,300,000円	6万円	4万円	2万円	
	1,300,001円～ 1,330,000円	3万円	2万円	1万円	
	1,330,001円～	0円	0円	0円	

※あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円超えて配偶者控除を受けることができなくとも、所得が58万円以下の場合、同一生計配偶者となり障害者控除の対象者となります。

## ●特定親族特別控除

	対象者の合計所得金額	控除額
特定親族 特別控除	580,001円～ 850,000円	45万円
	850,001円～ 900,000円	
	900,001円～ 950,000円	
	950,001円～ 1,000,000円	
	1,000,001円～ 1,050,000円	
	1,050,001円～ 1,100,000円	
	1,100,001円～ 1,150,000円	
	1,150,001円～ 1,200,000円	
	1,200,001円～ 1,230,000円	
	1,230,001円～	

※生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く。）で、合計所得金額が58万円超、123万円以下の人

## ●生命保険料控除の計算方法

- ① 生命保険料、個人年金、介護医療保険の支払保険料を新、旧の区分ごとに合計する。
- ② ①で合計した支払額から控除額を計算する。（新、旧契約生命保険料控除計算表を参考）
- ③ ②で保険区分ごとに計算した控除額を新・旧で合算する。（限度額28,000円）
- ④ 保険区分ごとに③の額と②の旧控除額を比較し大きい金額を保険料控除額とする。
- ⑤ ④の金額を合算する。（限度額70,000円）

	生命保険料	個人年金	介護医療保険
① 支払 保険料	新 元	新 元	元
② 控除額	新 元	新 元	元
新・旧合計			
③ ※限度額 28,000円	元	元	元
②の旧と ④ ③を比較し 大きい金額	元	元	元
⑤ 所得控除額(④を合算) ※限度額70,000円	元	元	元

※①と⑤を市民税県民税申告書の生命保険料控除の各保険料区分欄と所得控除欄へ記入してください。

### 【新、旧契約生命保険料控除計算表（②計算用）】

新契約(介護医療保険等)に係る控除額の計算方法 ※平成24年1月1日以後締結分		旧契約に係る控除額の計算方法 ※平成23年12月31日以前締結分	
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額
～ 12,000円	支払額の金額	～ 15,000円	支払額の金額
12,001円～ 32,000円	支払額×0.5 + 6,000円	15,001円～ 40,000円	支払額×0.5 + 7,500円
32,001円～ 56,000円	支払額×0.25 + 14,000円	40,001円～ 70,000円	支払額×0.25 + 17,500円
56,001円～	28,000円（限度額）	70,001円～	35,000円（限度額）

## ●地震保険料控除の計算方法

- ① 地震保険料、旧長期損害保険料ごとに支払保険料を合計する。
- ② ①で合計した金額から控除額を計算する。  
(地震保険料控除計算表を参考)
- ③ ②の金額を合算し、所得控除額を計算する。(限度額25,000円)

① 支払保険料	地震保険料(7) 旧長期損害保険料(1)	円 円
② 控除額	地震保険料(7) 旧長期損害保険料(1)	円 円
③ 所得控除額 ((7)+(1))	※限度額25,000円	円

※①と③を市民税県民税申告書の地震保険料控除の各保険料区分欄と所得控除欄へ記入してください。

### 【地震保険料控除計算表 (②計算用)】

地震保険料	支払保険料 × 0.5 (限度額 25,000円)
旧長期損害保険料	支払保険料が5,000円以下の場合 支払保険料が5,000円超の場合
	支払保険料の金額 支払保険料 × 0.5 + 2,500円 (限度額10,000円)

## 収入がある方

### ●営業等所得、農業所得、不動産所得の場合

- ① 営業等、農業、不動産の収入がある場合、申告書中面にある各所得の内訳を記入する。
- ② 家事消費分のみを生産している方は、『農業所得の内訳』“家事消費のみ”へ“○”をし、必要経費は記入しない。  
ただし、中山間地域等直接支払交付金等の収入がある方は“雑収入”へ記入する。
- ③ 申告書中面で記入した収入金額合計、必要経費合計と専従者控除（下記の『専従者控除の求め方』を参考）を申告書表面へ記入する。
- ④ 収入金額合計から必要経費合計と専従者控除を差し引いた金額を申告書表面の所得金額へ記入する。申告書の記入に使用した源泉徴収票、支払証明書等があればコピーを申告書中面に貼る。  
(経費の領収書等は添付不要。確認を求められた際に提示できるように自宅で5年間保管。)

○農業所得の内訳		○営業等所得の内訳		
① 収入 金額	※販売収入が無い場合は、家事消費のみに ○をしてください			
	水田	りんご畑	普通畑	
	a	a	a	
	区分		数量	金額
	農協販売分		俵	円
	家事消費・贈答分		俵	円
	小計		俵	円
	農協等販売分		俵	円
	令和6年産販売金額 ア		俵	円
	令和6年産販売金額 イ		俵	円
令和6年産販値金額 ウ		俵	円	
令和7年産販値金額 エ		俵	円	
計(ア+イ+ウ+エ)		俵	円	
市場販売分		俵	円	
加工用		俵	円	
贈答・家事消費分 オ		俵	円	
小計		俵	円	
その他		俵	円	
贈答・家事消費分		俵	円	
雑収入		俵	円	
令和7年末在庫		俵	円	
収入金額合計(申告書表面A収入金額欄へ)		A	円	
② 必要 経費	不動産所得の内訳			
	不動産の所在地			
	賃貸契約期間	自 年 月 至 年 月	貸付面積	m <sup>2</sup>
	賃借人の住所・氏名			
	収入金額	家 賃 (1ヶ月 円) × (ヶ月)	地 代 (1ヶ月 円) × (ヶ月)	小 作 料
収入金額合計		A	円	
③ 必要 経費	必要経費合計(申告書表面B必要経費欄へ)		B	円
	減価償却費		修繕費	円
	借入金利子		土地改良費	円
	租税公課		福利厚生費	円
	損害保険料		雜費	円
必要経費合計(申告書表面B必要経費欄へ)		B	円	

### 〈専従者控除の求め方〉

- ◎ ア、イのどちらか少ないほうの額が控除額となります。
- ア) 配偶者 86万円  
それ以外の方 1人 50万円
- イ) (事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (事業専従者の人数+1)

### ◎専従者控除とは

生計を一にする配偶者や15歳以上の親族が、あなたの営む事業に1年のうち6か月を超えて従事したときは、専従者控除として所得金額から差し引くことができます。

(配偶者控除、配偶者特別控除または扶養親族との重複は不可。)

※専従者控除が該当する場合、申告書中面の『事業専従者に関する事項』欄へ必要事項を記入してください。

	③ A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除	④ 所得金額
事業	営業等	円	円	① A-B-C 円
	農業	円	円	② A-B-C 円
不動産		円	円	③ A-B-C 円

## ●給与所得の場合

- ① 給与所得の源泉徴収票等の支払金額から申告書表面給与等の収入金額へ記入する。(複数ある場合は合算)
- ② 給与等の収入金額から下表【給与所得控除後の金額計算方法】を基に『給与所得控除後の金額』を計算する。
- ③ ①の給与等の収入金額から所得金額調整控除(1)を計算する。(計算方法等は所得金額調整控除(1)参考)
- ④ ②から③を引いた金額と⑦(公的年金等の所得金額)を基に所得金額調整控除(2)を計算する。(計算方法等は所得金額調整控除(2)参考)
- ⑤ ②の金額から③と④を引いた金額が所得金額です。

① 給与等の収入金額 ※申告書表面給与収入金額欄へ	：	円
② 給与所得控除後の金額	：	円
③ 所得金額調整控除(1) ※(a)の金額	：	円
④ 所得金額調整控除(2) ※(c)の金額	：	円
⑤ 給与所得金額 ※(2)-(3)-(4) ※申告書表面給与所得金額欄へ	：	円

### 【給与所得控除後の金額計算方法】

給与等の収入金額	給与所得控除後の給与等の金額
650,999円まで	0円
651,000円～1,899,999円まで	給与収入 - 650,000円
1,900,000円～3,599,999円まで	(1) 給与収入 ÷ 4,000 = A (2) A の小数点以下切捨 = B (3) B × 4,000 = C
3,600,000円～6,599,999円まで	C × 0.7 - 80,000円
6,600,000円～8,499,999円まで	C × 0.8 - 440,000円
8,500,000円以上	給与収入 × 0.9 - 1,100,000円
	給与収入 - 1,950,000円

### 【所得金額調整控除】

対象者	給与からの控除額
(1) 給与等の収入金額が850万円を超える所得割の納税義務者で次のいずれかに該当する方 1 特別障害に該当する 2 23歳未満の扶養親族を有する 3 特別障害者である扶養親族等を有する	(給与等の収入金額(上限1,000万円)-850万円) × 10%  計 算 用 (7) 上記①の金額(上限1,000万円) : 円 (1) (7)-850万円 : 円 (ウ) (1) × 10% : 円
(2) 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等の所得金額の合計が10万円を超える所得割の納税義務者	給与所得控除後の給与等の金額+公的年金等の所得金額-10万円 (給与、公的年金等いずれも上限10万円)  計 算 用 (a) 上記②-③の金額(上限10万円) : 円 (b) 下記⑦の金額(上限10万円) : 円 (c) (a)+(b)-10万円 : 円

※所得金額調整控除を(1)の要件で受ける場合、申告書表面の『所得金額調整控除に関する事項』を記入してください。

### ●雑(公的年金等)所得の場合(遺族年金、障害年金などの非課税収入は除く。)

- ⑥ 公的年金等の源泉徴収票の支払金額等から公的年金等の収入金額欄へ記入する。(複数ある場合は合算)
- ⑦ ⑥支払金額から下表の【公的年金等の所得金額の計算方法】を基に計算した金額が所得金額です。

⑥ 公的年金等の収入金額 ※申告書表面公的年金等収入金額欄へ	：	円
⑦ 公的年金等の所得金額 ※申告書表面公的年金等所得金額欄へ	：	円

### 【公的年金等の所得金額の計算方法】

公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超
<b>64歳以下(昭和36年1月2日以後に生まれた方)</b>			
～1,299,999円まで	年金収入-600,000円	年金収入-500,000円	年金収入-400,000円
1,300,000円～4,099,999円まで	年金収入×0.75-275,000円	年金収入×0.75-175,000円	年金収入×0.75-75,000円
4,100,000円～7,699,999円まで	年金収入×0.85-685,000円	年金収入×0.85-585,000円	年金収入×0.85-485,000円
7,700,000円～9,999,999円まで	年金収入×0.95-1,455,000円	年金収入×0.95-1,355,000円	年金収入×0.95-1,255,000円
10,000,000円以上	年金収入-1,955,000円	年金収入-1,855,000円	年金収入-1,755,000円
<b>65歳以上(昭和36年1月1日以前に生まれた方)</b>			
～3,299,999円まで	年金収入-1,100,000円	年金収入-1,000,000円	年金収入-900,000円
3,300,000円～4,099,999円まで	年金収入×0.75-275,000円	年金収入×0.75-175,000円	年金収入×0.75-75,000円
4,100,000円～7,699,999円まで	年金収入×0.85-685,000円	年金収入×0.85-585,000円	年金収入×0.85-485,000円
7,700,000円～9,999,999円まで	年金収入×0.95-1,455,000円	年金収入×0.95-1,355,000円	年金収入×0.95-1,255,000円
10,000,000円以上	年金収入-1,955,000円	年金収入-1,855,000円	年金収入-1,755,000円

## 市民税・県民税の申告フローチャート

